

2021年度 紛争・訴訟委員会 研究済み判例一覧表

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	担当会社名	要旨
10大知的財産案件	発明特許	华为技术有限公司、华为终端有限公司、华为软件技术有限公司与康文森无线许可有限公司确认不侵害专利权及标准必要专利许可纠纷三案	最高人民法院（2019）最高法知民终732、733、734号之一民事裁定书	「10大技術類知的財産典型案件」「知的財産案件年度報告」	森・濱田松本法律事務所	康文森無線許可有限公司は、本院が本3事件について終審判決を下す前に、ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ地区裁判所が2020年8月27日に下した1審の権利侵害判決の執行を申請してはならない。本裁定に違反した場合、違反した日から、毎日100万元の罰金を科し、日ごとに累計する。事件の申請費は人民元5000元で、ファーウェイ技術有限公司が負担する。本裁定は直ちに実行を開始する。
	商標	红牛维他命饮料有限公司与天丝医药保健有限公司商标权权属纠纷案	最高人民法院（2020）最高法民终394号民事判决书	「知的財産案件年度報告」	本田技研工業（中国）投資有限公司	タイの天丝社は当事者以外の者と合弁契約を締結し、合弁会社、即ちレッドブルビタミンドリンク有限公司（以下、レッドブル社という）を設立するよう約束し、タイの天丝社はレッドブル社に製品の配合、プロセス技術、商標及び後続改良技術を提供するよう約束した。双方の間では、レッドブル社の製品に使用される商標は同社の資産であることに合意していた。調査によると、17件の「紅牛」シリーズ商標の商標権はいずれもタイの天丝社だったことがわかる。その後、タイの天丝社とレッドブル社は、相次いで紅牛シリーズの商標について複数の商標ライセンス契約を締結し、レッドブル社はライセンス料を支払った。その後、レッドブル社は「紅牛」シリーズの商標の製品に対して、大量的マーケティングと広告投入を行った。レッドブル社とタイの天丝社はいずれ「紅牛」シリーズの商標に対して権利行使及び訴訟手続きを行ったことがある。その後、レッドブル社は北京市高級人民法院に「紅牛」の商標権の享有を認めるよう訴訟を起こし、タイの天丝社に広告宣伝費として37億5300万元を支払うよう命じることを請求した。一審法院はレッドブル社の全ての訴訟請求を棄却する旨判決を下した。レッドブル社は不服し、最高人民法院に控訴した。最高人民法院は二審において、原始取得と受け継ぎ取得は登録商標の専用権を取得するための2つの方式であり、受け継ぎ取得を構成するか否かを判断するには、当事者間で権利帰属の変更、使用期間、使用の性質などについて明確な約定があるか否かを審査し、当事者の実質的意思表示と実際の履行状況に基づいて総合的に判断しなければならない。使用許諾関係において、ライセンサーが商標を使用し宣伝したり、使用許諾対象商標のグッドwilを擁護したりする行為はいずれも、当然ながら商標権獲得の事実上の基礎となるわけではないとした。最高人民法院は終審で控訴を棄却し、原審判決を維持する旨判決した。
	営業秘密	武汉大西洋连铸设备工程有限责任公司与宋祖兴公司盈余分配纠纷案	最高人民法院（2019）最高法民再135号民事判决书	「知的財産案件年度報告」	京瓷（中国）商贸有限公司上海分公司	宋祖興は武漢大西洋連続鋳造設備工事有限責任会社（以下、大西洋社と略称する）と「退職後の義務契約」を締結し、競業制限及び秘密保持義務を約束した。大西洋社は、宋祖興が事件者として武漢恒瑞谷治金科技有限会社（以下恒瑞谷公司と略称する。）に登録資金及び技術サポートを提供し、且つ大西洋社の商業秘密を披露し、「退職後の義務契約」に違反したことを認め、裁判所に訴訟を起こし、宋祖興に民事法律責任を負わせるように要求した。
	著作権	上海玄霆娱乐信息科技有限公司与成都吉乾科技有限公司、四三九九网络股份有限公司侵害著作权纠纷案	江苏省高级人民法院（2018）苏民终1164号民事判决书		上海金天知的財産代理事務所	小説の著作権と当該小説に基づいて開発されたゲームの著作権に関する紛争案件であり、作品の形態が異なるため、両者の実質的な類似がどう判断され、立証責任がどちらにあるかなどについて判断を行ったものである。特に、スマホゲームが文字作品の改編権を侵害したと認定され、初めてゲームソフトリポジトリの逆コンパイルを通じて、その中の内容を抽出して文字作品の内容と比較することで、権利侵害ゲームが他人の作品の独創性の内容を利用する比率を確定した点は、新しい視点とされている。
50の典型的知的財産案件	実用新案	杭州骑客智能科技有限公司与浙江波速尔运动器械有限公司侵害实用新型专利权纠纷案	最高人民法院（2018）最高法民申2345号民事裁定书	「知的財産案件年度報告」	花王（中国）研究开发中心有限公司	<p>優先権を享有するかどうかの判断について -後願クレームに基づき精查する。 -先願のクレームだけでなく、明細書全文の記載と比較する。 -同じ主題というのは、技術方案、解決しようとする技術課題、予期できる技術効果が同様であることを意味する。但し、文言は全く同じである意味ではなく、先願明細書の記載から直接的に、一義的に導くことができればよい。 -後願クレームに、新しい発明内容を含まないことは要求される。</p>
	商標・不正競争	爱慕股份有限公司与广东艾慕内衣有限公司侵害商标权及不正当竞争纠纷案	北京市高级人民法院（2020）京民终194号民事判决书		日本西村朝日律师事务所驻上海代表处	<p>要旨部分：他人の使用する指定商品上の登録商標が先の登録された商標と同一又は類似するとして訴訟を提起した場合であっても、商標法13条の規定に違反して、馳名商標の複製、模倣又は翻訳を構成する場合には、人民法院はこれに対して審理を行うことができる。馳名商標は公衆に知られている程度、使用されている期間等の要素を考慮して判断する。</p> <p>主要な争点： -「最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規定」の規定に関わらず、「馳名商標保護に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」のいう商標法第13条の規定に違反し、原告の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、商標権侵害を構成する場合には、人民法院が判断をくだせるか。 -「馳名商標を複製、模倣又は翻訳したもの」といえるか、公衆を誤認させるといえるか。 -上記11条の但書の事情（5年の期間を超過していないか、申請時に馳名でなかった事情はないか）にあたらないか。</p>
	商標	米其林集团总公司与宁波嘉琪工艺品有限公司侵害商标权纠纷案	广东省高级人民法院（2019）粤民再44号民事判决书		北京万慧達知識產權代理有限公司	<p>登録商標を立体化にして商品化する、或いは商標の特徴部分を商品のデザイン部として使われる事例です。 登録商標の特徴部分だけ切り取って使用する場合、商標権侵害を構成する。 登録商標を立体化して使用する場合、姿勢が多少異なっても権利侵害と認定された。</p>
	商標	阿克苏地区苹果协会与西宁城北兴敏蔬菜水果商行侵害商标权纠纷案	青海省西宁市中级人民法院（2020）青01知民初40号民事判决书		矢崎（中国）投資有限公司	<p>地理証明商標正当利用の判定傾向 地理証明商標に相応しい製品の証拠提出責任</p>
	技術契約	厦门市拙雅科技有限公司与智童时刻（厦门）科技有限公司、曾庆利技术委托开发合同纠纷案	福建省高级人民法院（2020）闽民终1098号民事判决书		豊田紡織（中国）有限公司	<p>開発契約では、相手方の技術者を採用してはいけないということについて、また、相手方の技術者に労働関係を終止させるように説得してはいけないという約束は、営業秘密保護と不正競争防止の目的に合致して解釈し、労働者 の就職自由を尊重し、保障しなければならない 契約の一方は、相手方からすでに退職した技術者を採用し、かつ不正な手段を用いて技術者を辞職させたり、またはその技術者が把握した営業秘密を利用することがない場合、契約違反と認定してはならない</p>
	商標	百威哈尔滨啤酒有限公司与国家知识产权局商标申请驳回复审行政纠纷案	最高人民法院（2020）最高法行再370号行政判决书	「知的財産案件年度報告」	電装（中国）投資有限公司 上海技術中心	<p>要旨部分： 商標に「県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名」が含まれていても、当該地名が「別の意味」を持つ場合、直ちに商標法第10条第2項に該当しない。「別の意味」とは、地名以外の意味でもよいし地名の意味でもよい。ただし、「別の意味」が商品等の出所表示機能を有している必要がある。</p> <p>主要な争点： 「有名な地名+文字」（本件では「哈尔滨小麦王」）が、商標法第10条第2項の「県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることはできない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。」でどのように判断されるか？</p>
	商標	云南则道茶业股份有限公司与国家知识产权局、石一龙商标权无效宣告请求行政纠纷案	北京市高级人民法院（2020）京行终3768号行政判决书		アルバス（中国）有限公司	商標法第11条の規定により、使用により取得する顯著的特徴は、商標を使用している指定商品に対し、商標申請日または登録確認日時点において、関連する公衆の通常認識で判断される。
	営業秘密	“香兰素”技术秘密高额判赔案	(2020)最高法知民终1667号		旭化成（中国）投資有限公司	<p>・従業員起因の技術流出事件であり、被告企業 & 法定代表者が当該従業員を通じて原告企業の技術を入手し、その後当該技術を使用して事業活動を実施。 -被告企業（複数）、法定代表者及び当該従業員は、密接な分業・協力・関係があり、営業秘密の共同侵害が成立する。 -被告の悪意ある侵害行為、不誠実な訴訟対応、仮処分命令後の侵害行為継続などの観点を加味し、粗利率に基づいて損害賠償額を算定した。</p>

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	担当会社名	要旨
	商業秘密	“卡波”技术秘密惩罚性赔偿案	(2019)最高法知民终562号	「懲罰的賠償典型案件」	キヤノン（中国）	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰的賠償と補填的賠償は比例関係にあり、後者は前者の計算基準となる。基準となる補填的賠償額の一部のみが確定できた場合でも、かかる金額に対して懲罰賠償を適用することができる。 ・賠償額の計算時には、被侵害技術情報が被疑侵害製品の生産において占める技術的比重および販売利益に対する貢献を考慮するとともに、侵害行為以外の要素によって生じた利益は賠償額から控除しなければならない。 ・懲罰倍数を考慮する上で、侵害行為の重大性を判断するにあたっては、案件の全体的状況、侵害行為の手段、規模、持続時間、影響、権利人の損失または侵害者の侵害利益、侵害者の悪意および救済措置の有無等の状況が総合的に考慮される。
	著作権	NX计算机软件著作权侵权案	(2020)最高法知民终155号		パナソニックチャイナ	<ul style="list-style-type: none"> ・法院による証拠保全の場合、広州沃福祉（一審被告）は突然停電、パスワード不提供等の悪意行為を行い、9台のコンピューターに対する証拠保全（対象ソフトウェアのバージョン情報が確認）ができなかったが、この9台保全不能のコンピューターには侵害行為がすべてあると認定。 ・本件の権利侵害件数、係争ソフトウェアの価格、被告の権利侵害の情状等を総合的に考慮して、シーメンスソフト社（一審原告）はその被る損失が明らかに法定賠償額上限（旧法：50万元）を越え、且つ主張する損害賠償額に事実上の基礎と法的根拠があり、最高人民法院は全額を支持。即ち、一審判決の経済損失50万元及び権利維持合理費用10万元を二審判決の経済損失261万2827元及び権利維持合理費用10万元に変更
	発明特許	“二次锂离子电池”发明专利无效案	(2020)最高法知行终406、407号	「50の典型的知的財産案件」「知的財産案件年度報告」	三菱化学（中国）管理有限公司	<p>要旨：二つのパラメーターにより規定される発明について、以下の要件すべてを満たしたケースで、専利法第二十六条四項の要件を満足すると認定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 明細書に、二つのパラメーターの関係と、その効果を記載 2) 明細書、実施例で、二つのパラメーターに対応した実施例を記載 3) 材料が異なった場合の二つのパラメーターの関係も開示 <ul style="list-style-type: none"> ・専利法第二十六条四項の要件の充足条件を示す判例の一つ ・2014年3月発行のJETRO上海の「中国におけるサポート要件に関する事例調査報告書」など、多数の先例に、指針を示すもの
	実用新案	涉“天猫”反向行为保全案	(2020)最高法知民终993号	「知的財産案件年度報告」	富士フイルムビジネスイノベーション（中国）	<p>E Cサイトに関わる知財権紛争案件の中、提訴された権利侵害者より行為保全の申請を提出して、E Cサイトより商品リンクの「削除」、「遮断」、「切断」、「取引及びサービスを中止」などの措置の取下げを請求する場合は、人民法院が、それを審査すべき。「取り返しのつかない損害」を判断された時に、行為保全を実施しない場合、申請人の名誉、商誉などの権利に酷く傷つくことになるか、申請者の市場競争力優勢にダメージをあたえるか又はビジネスチャンスが失われるかの要素を勘案する。例え損失に対して金銭的補償を請求できるとしても、損失が大きく計算が難しい場合は、「取り返しのつかない損害」と判断される。行為保全の担保は固定担保金+流動担保金の形で対応可能。流動担保金は、上記措置を取り消された後得られる利益に基づいて決定可能。</p>
懲罰的賠償典型案件	商標	鄂尔多斯公司与米琪公司侵害商标权纠纷案	(2015)京知民初字第1677号		北京路浩国際特許事務所	<p>「主観的悪意」が明らかで、「侵害情状」が深刻であるので、懲罰的損害賠償の倍数を被告利益の2倍にした。</p> <p>典型事例になった理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲罰的損害賠償制度を正確に実施し、商標権に対する悪意のある侵害行為を厳しく制裁するという裁判所の自信及び決意を十分に示した。 ・判決書の理由説明部分において、「主観的悪意」を認定する際、懲罰的損害賠償の「計算基数」と「倍数」を確定する際に、考慮すべき要素を十分かつ明確に説明し、判決形成のプロセスをより透明にし、より説得力のある判決である。 ・判決が下された後、両当事者はともに上訴しなかったし、良好な社会的効果を達成した。
	商標・不正競争	小米科技公司等与中山奔腾公司等侵害商标权及不正当竞争纠纷案	(2019)苏民终1316号		上海博邦知識産権服務有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・3倍の懲罰的賠償 ・高額の賠償額（5,000万元） ・故意の認定方法 ・馳名商標の認定方法
	商標	阿迪达斯公司与阮国强等侵害商标权纠纷案	(2020)浙03民终161号		啓源国際特許商標事務所	<p>①商標権侵害事件において、権利者の遺失利益に基づく賠償が、以下の基準によって認定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：権利者製品の最低金額 ・数量：在庫数量 ・利益率：粗利益 <p>②懲罰的賠償の適用基準として、以下の事項が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■主観的悪意 ・被告の過去の行政処罰実績。 ・行政機関の訊問を受けた際の被告供述により、侵害を知っていたことが明らかのこと。 ■情状深刻 ・過去の被告侵害行為を通算での侵害規模が大きいこと。 ・長期間の繰り返しの侵害による悪質性。
	商標	欧普公司与华升公司侵害商标权纠纷案	(2019)粤民再147号		威可楷（中国）投資有限公司	<p>①再審判決は「請求に基づく原則」、「主観的悪意」と「情状嚴重」規則の境界と証明基準を明確。</p> <p>②賠償額を確定する「基数」と「倍数」を精細化計算する方法と経路を提案し、重要な法律適用指導価値がある。</p>
知的財産案件 年度報告	発明特許	再审申请人SMC株式会社与被申请人乐清市博日气动器材有限公司、上海宇耀五金模具有限公司等侵害发明专利权纠纷案	(2019)最高法民申5477号		N G B株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的特徴に記載される機能又は効果を実現する具体的な実施形態が、出願日前の当業者の知識レベルと認知能力に基づき当業者の公知常識に属する場合、当該係争の技術的特徴は「当業者がグレームを閲覧することをもって直接かつ明確に当該機能又は効果を実現するための具体的な実施形態を特定できる場合」に該当し、機能的特徴に属さないと認定される。 ・機能的特徴がグレームの前提部分に置かれているときは、その限定作用を適宜緩和すべき。 ・上記の場合に該当するか否かの認定は、イ号製品における上記機能又は効果を実現する具体的な実施形態の進歩性の有無に影響されない。 ・機能又は効果により限定されている技術的特徴が機能的特徴に属さない場合は、イ号製品の対応する特徴が当該特徴の機能又は効果を実現していれば充足する。
	発明特許	上诉人焦蕊丽与被上诉人中国农业科学院饲料研究所、北京市大兴区农业农村局侵害发明专利权纠纷案	(2020)最高法知民终831号		村田（中国）投資有限公司	<p>公益会社は特許技術を実施したが、「生産経営を目的とする」要件と権利侵害をどう認定するか特許法は「生産経営を目的とする」を特許侵害構成の要件の一つとし、特許権者と社会公共利益を合理的にバランスさせる目的である。特許侵害判定の際、「生産経営を目的とする」という理解は、具体的な侵害行為に着目し、当該行為が市場活動に参加しているかどうか、特許権者の市場利益に影響を与えているかどうかなどの要素を総合的に考慮して総合的に判断しなければならず、「生産経営を目的とする」を「実際の利益」と簡単に同等にすることはできない。また、実施主体の性質だけでは生産経営目的があるかどうかを認定するよりもかかわらず、市場活動を実施し、特許権者の市場利益を損なう場合、「生産経営を目的とする」の要件を備えていると認定することができる。</p>

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	担当会社名	要旨
	実用新案	上诉人东莞市鸿鼎家居有限公司与被上诉人东莞市康胜家具有限公司等侵害实用新型专利权纠纷案	(2019)最高法知民终181号		愛普生（中国）有限公司	加工委託関係において、侵害品の生産者の方は、侵害賠償責任を負うべきか否かは、単なる加工委託関係で判断するわけではなく、委託元は受託方に対して、侵害品を生産するためのすべての技術方案を提供した上で判断しないといけない。全ての技術方案の提供は、必ずしもすべての技術方案を明記必須ではなく、係合関係みたいな技術のように、係合構造の一方が掲載されたら、他方の構造は掲載しなくても、当業者が一般的に採用する方案だと思われるなら、すべての技術方案を提供したと判断することができる。その他、証人証言、当事者間の民事関係により、すべての技術方案を明知するはずな場合、明知と判定できる。
	発明特許	再审申请人李阳与被申请人唐山宝翔化工产品有限公司侵害发明专利权纠纷案	(2020)最高法民再183号		AGC（中国）投資有限公司	本件は方法特許の特許権侵害紛争案件です。 元一審・元二審：原告は被告の工場に入れないので、証拠を取るのは難しい。侵害証拠不足という状況の中、裁判所に提出した証拠保全の申請も受理されなかった。→最高裁：原告は侵害行為の可能性を示し、自らの更なる証拠収集が難しいので、裁判所は調査・証拠収集しなければならない。 一審・二審：裁判所による証拠保全を行っても、侵害を実施した決定的な証拠がない。紛争特許の方法は新産品製造方法ではないので、特許法第66条の挙証責任転換に該当しない。→最高裁：原告の証拠が証拠チェーンを形成して、特許侵害を初步的に証明したので、挙証責任は転換される。
	発明特許	上诉人中国水产科学研究院南海水产研究所、广州宇景水产科技有限公司与被上诉人广州德港水产设备科技有限公司、原审被告姜汉平、李纯厚、颉晓勇、广州创领水产科技有限公司财产损害赔偿纠纷案	(2019)最高法知民终424号		日東電工（中国）有限公司	・特許出願権、特許権について何らかの理由で争いを起こした場合、特許出願人または登録された特許権利者は、誠実信用原則に基づき、積極的に特許権の獲得、また登録特許権の有効性の維持に善意管理責任を負うべきである。特許出願人または登録された特許権利者が、正当な理由がなく、善意管理義務を果たさず、権利の終止または喪失を招き、真の権利者の権益を損害することは、他人の財産権に対する侵害を構成し、経済的損失を補償する民事責任を負うべきである。 ・特許年金を納付せず、特許を終止失効させ、特許技術所有者にもたらす経済的損失が、特許法第65条で規定された特許権侵害による権利者への損失とは異なるため、賠償金額は権利侵害責任法の19条で係争特許権が終止失効当時の市場価格に応じて決めるべきである。特許法第65条を適用することはできない。
	発明特許	上诉人欧瑞康纺织有限及两合公司、国家知识产权局与被上诉人浙江越剑智能装备股份有限公司发明专利权无效行政纠纷案	(2020)最高法知行终279号		永新專利商標代理有限公司	保護を請求する発明と、最も近い従来の技術との相違点を判定する際に、該発明の発明構想から、該発明と最も近い従来の技術との間に存在する技術差異を判定する必要がある。該発明の発明構想は、対応する各技術手段の組み合わせであり、かつ従来の技術により、このような組み合わせの示唆が直接的に又は暗に開示されておらず、このような組み合わせによる技術効果も開示されていない場合、相違点を特定する際に、該発明が保護するこのような技術手段の組み合わせについて、全体的に対処しなければならず、そのうちの単一の技術手段を、相違点を構成するか否かを判断する基本的な対象とすることは好ましくない。
	発明特許	上诉人雅宝公司与被上诉人国家知识产权局发明专利申请驳回复审行政纠纷案	(2020)最高法知行终97号		積水化学工業（株）	・特許出願人は、引用文献から、特許出願の化合物を得ることができないと主張するには、引例文献に記載されている実験方法を用いて当該化合物を得ることができないだけでなく、原料等従来の実験方法を適応的に調整しても、当業者が当該化合物を得ることができないことを証明する必要がある。 ・特許出願人が引例文献に記載されている実験方法を用いて特許出願の化合物を得ることができないことを立証しただけでは、国家知的財産権局に新規性にかかる立証責任を転換することはできない。
	商標	再审申请人广州市杜高精密机电有限公司与被申请人多米诺印刷科学有限公司、一审被告、二审上诉人广州心可工业设计有限公司侵害商标权纠纷案	(2019)最高法民申4241号		IP FORWARD法律特許事務所	通常、合法的な商業ルートで販売された商品の再販行為は商標権侵害にならない。ただし、もし、商品は再販の際に実質的に変化され、その結果、商品と出所の関連性が変化された場合、商品に係争商標を継続的に使用し、かつ消費者に合理的な通知義務を履行しなかったことにより、容易に混同を招きつ商標権者の利益を損なう場合、商標権侵害に該当する。
	商標	再审申请人科尔士公司与被申请人国家知识产权局、一审第三人上海一领服饰有限公司商标异议复审行政纠纷案	(2018)最高法行再77号		三菱重工業（中国）有限公司	①2001年商標法第31条（新商標法第32条）において、商標登録出願は他人の現有する先行権利に損害を与えてはならない旨を定めている。 先行権利には商号権が含まれる。商号所有者は、先の商号権を有している主張する場合、係争商標登録出願の前に、自分の商号を積極的に使用し、一定の市場知名度を持たせ、関連公衆に周知されたことを証明しなければならない。 ②2001年商標法第41条1項において、登録された商標がその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標を取消すことを規定している。 本条は「登録済みの商標」に適用することを明確に規定しました。「未登録商標」に適用するかどうかについて、明文的に規定されておりません。異議再審段階の係争商標が「未登録商標」に属すべきである。
	商標・不正競争	再审申请人晶华宝岛（北京）眼镜有限公司与被申请人福建宝岛眼镜（连锁）有限公司侵害商标权及不正当竞争纠纷案	(2020)最高法民再380号		Linda Liu & Partners Shanghai Office	登録商標と企業名称、商号の抵触につき、さまざまな状況を区分する必要があり、誠実信用、先行権利への保護、公平競争への維持、混同回避などの原則に基づいて、法により処理すべきである。 企業名称を使用する行為自体は悪意を有せず、ただ実際の使用において、企業名称の簡略化の使用、際立つ使用などの非規範的な使用行為が、関連公衆に他人の登録商標と混同を生じさせる場合、商標権侵害行為に属し、関連企業にその企業名称を規範的に使用するよう要求できる。また、企業名称を使用する行為自体は正当性を有しなく、他人の高い知名度を有する先行登録商標を商号として不正に企業名称の登録をする場合、規範的に企業名称を使用しても市場の混同を生じさせやすければ、不正競争行為として取り扱うべきである。
その他	不正競争	上诉人北京海缘阁餐饮管理有限公司与被上诉人北京京饮华天二友居餐饮管理有限公司不正当竞争纠纷案	(2020)京73民终3501号		尼康映像儀器銷售（中国）有限公司	「西四包子舗」は北京市西四区にある中華まんを販売した店舗である。2001年から西四包子舗の親会社（原告華天グループ会社）の経営方針変更により、西四包子舗の運営を廃止し始め、今までずっと休業継続状態である。 被告北京海緣閣飲食管理有限公司は2015年新設立した会社であり、「西四包子舗」の屋号を使用し、中華まんの販売を始めた。 2020年に原告は被告が消費者の誤認誤解を生じ让る不正競争行為があるという理由で、訴訟を提起した。
	発明特許	「無線ネットワークによりマルチメディア放送を実現するシステム及びその方法」发明专利权侵害紛争案	(2019)最高法知民终421号		天達共和法律事務所	自身が制御する構成要素により一部ステップが実現され、かつ、その他構成要素におけるモジュールの動作を制御して、その機能を実現し、その他ステップを再現できるなら、方法請求項の全てのステップが完全に再現され、方法請求項に記載の全てのステップの効果を実現するので、「全面カバー」し、専利方法の使用になると認定しなければならない。

参考サイト

10大知的財産案件
&50の典型的
知的財産案件

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-297990.html>

10大技術類
知的財産典型案件
懲罰的賠償典型案件

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288071.html>

知的財産案件
年度報告

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html>

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-298771.html>